

四日市市告示第156号

四日市市物価高騰対策緊急支援金（障害福祉サービス等事業所）交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市物価高騰対策緊急支援金（障害福祉サービス等事業所）交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市物価高騰対策緊急支援金（障害福祉サービス等事業所）交付要綱（令和5年四日市市告示32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(申請受付期間) 第5条 申請受付期間は、令和5年2月1日から令和5年5月31日までとする。	(申請受付期間) 第5条 申請受付期間は、令和5年2月1日から令和5年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(健康福祉部障害福祉課)